

又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-209の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-209の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-210

第1 前提事実(各論)

通し番号1-210の文書(文書1749)は、外務省アジア局が昭和37年2月15日付で作成した「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」と題する内部文書であり、大蔵省及び外務省による韓国の対日請求権の試算額及び試算方法が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が試算した具体的試算額が記録されている。

- ① 1ページ(-1-) 2行目及び3行目の2か所(以下「不開示部分①」という。)
- ② 4ページ(-4-) 「大蔵案」、「外務A案」、「外務B案」部分及び8行目から15行目の3か所(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 5ページ(-5-) 「大蔵案」、「外務案」部分及び10行目1か所(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 6ページ(-6-) 6か所、7ページ(-7-) の「死亡軍属年金」及び「軍属障害年金」との見出し部分以外の部分(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 8ページ(-8-) 3か所(以下「不開示部分⑤」という。)
- ⑥ 9ページ(-9-) 8か所、10ページ(-10-) 4か所、11ページ(-11-) 4か所(以下「不開示部分⑥」という。)

(乙A342)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実

(各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

(情報公開法 5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-210の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A342)。

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案■■■不開示部分①■■■、外務案■■■不開示部分①■■■であるが、その相違は、主として、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金及び恩給に關

する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また、両省案とも、円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は1ドル15円のレート適用することを主張している。）及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は、次の2点である。

第1点は、朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち、大蔵案においては、朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失、すなわち、平和条約発効時まで認め、それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち、したがって、朝鮮人文官恩給は昭和27年4月で打ち切り、また、平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和28年8月1日より復活）、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年4月30日公布）は、朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し、外務案においては、国際先例及び条理に基づき、日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し、日本人に準じ、現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し、該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を探っている。

相違の第2点は、第2次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し、何らかの手当を行うか否かである。すなわち、大蔵案は、実定法上これらの者に対して、いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し、外務案においては大平官房長官の示唆もあり、終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し、引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

この他の相違点は、有価証券の支払額、帰国朝鮮人労務者の未収金及び帰国朝鮮人寄託金の3項目であるが、金額的にも、基本的考え方にも、

大きな違いがあるわけがない。以下は、両省査定に相違のある項目の説明である。

1. 有価証券（要綱Vの1）

太蔵案	■■■不開示部分②■■■
利息	■■■不開示部分②■■■
外務A案	■■■不開示部分②■■■
利息	■■■不開示部分②■■■
外務B案	■■■不開示部分②■■■
利息	■■■不開示部分②■■■

大蔵案においては、登録国債■■■不開示部分②■■■、その他国債■■■不開示部分②■■■その他証券■■■不開示部分②■■■の合計である。

外務省(A)案においては、韓国側が証券の現物を保有していると主張しているものを全て支払うが、登録債はヴェスティング・デクリーの効力外であるとして、これを認めていない。他方(B)案においては、上記現物債券及び鮮銀保有の登録債58億の70%を、韓国の中銀行の支払保証準備としての性格を勘案し、支払うものとし、利息については大蔵案の利率を準用した。

2. 未収金（要綱Vの3）

大蔵案	■■■不開示部分③■■■
利息	■■■不開示部分③■■■
外務案	■■■不開示部分③■■■
利息	■■■不開示部分③■■■

労働省等の調査による未払金■■■不開示部分③■■■分に関しては、両省の意見は一致しているが、大蔵案において、朝鮮人被徴用者のうち、南鮮分を70%と推定しているのに対し、外務案において、

徴用労務者の大多数が南鮮出身である事実（北鮮は工業地帯が集中していたため、過剰労働力はほとんど存在していなかったことに起因する。）に着目、南鮮分を95%としている。

3. 被徴用者補償金（要綱Vの4）

大蔵案 ■■■不開示部分④■■■

外務案 ■■■不開示部分④■■■

大蔵案においては、被徴用者、軍人、軍属の手当は法的根拠が乏しいとの理由により原則として認めていない。

外務案においては、一応日本人並みの待遇を与えるとの趣旨により査定した。外務省査定の細目は、次のとおり。

○労務者見舞金 ■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○復員軍人軍属見舞い金 ■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○死亡軍人軍属弔慰金 ■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○死亡軍属年金 ■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

○軍属障害年金 ■■■不開示部分④■■■

■■■不開示部分④■■■

4. 恩給請求（要綱Vの5）

大蔵案 ■■■不開示部分⑤■■■

■■■不開示部分⑤■■■

外務案 ■■■不開示部分⑤■■■

大蔵案は、恩給局試算による文官恩給（未裁定分を含む。）を平和条約発効時（昭和27年4月）まで支給するとして総額■■■不開示

部分⑤■■■となり、その南鮮分（70%）を支払うとし、軍人恩給は、平和条約発効後復活したため、朝鮮人該当者にはほとんど認めていない。

外務案は文官、軍人共に現行恩給法を準用、既裁定者及び外務、厚生両省にて推定の未裁定恩給受給権者数につき、全員失権まで日本国籍喪失にかかわらず、年金、一時金を支払うとして、■■■不開示部分⑤■■■の南鮮分（70%）を支払うものとしている。大蔵案では利子を加算しているが、外務案では計算していない。

5. 帰国韓国人預託金（要綱Vの5の(2)）

大蔵案 ■■■不開示部分⑥■■■

外務案 ■■■不開示部分⑥■■■

大蔵案においては、帰国韓国人の税関預託金■■■不開示部分⑥■■■SCAPから寄託を受け鮮人引揚に際し交換使用した鮮銀券の額■■■不開示部分⑥■■■朝連寄託差押金■■■不開示部分⑥■■■の各南鮮分（70%）を支払うとしている。

外務省案においては、韓国側の提示した寄託金■■■不開示部分⑥■■■未決済鮮銀券■■■不開示部分⑥■■■を、帰国朝鮮人は全て韓国に帰国したという事実に着目し、全額を支払うこととし、朝連差押分については未定としている。

なお、参考までに両省案の査定が一致している項目を説明すれば次のとおりである。

A 両省とも韓国側請求を拒否している項目

地金銀■■■不開示部分⑥■■■返還及び民間生保の支払準備金中韓国人分■■■不開示部分⑥■■■、及び閉鎖機関（朝鮮銀行等），在外会社の在日財産の返還請求については、両省共に拒否す

ることに一致している。（中略）

B. 両省査定額が一致している項目

1. 郵便貯金等（要綱IIの1a） ■■■不開示部分⑥■■■

利息 ■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

2. 朝鮮簡保年金（要綱II, 10） ■■■不開示部分⑥■■■

利息 ■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

3. 韓国人株主留保分（要綱IV） ■■■不開示部分⑥■■■

利息 ■■■不開示部分⑥■■■

■■■不開示部分⑥■■■

4. 日本系通貨（要綱Vの2） ■■■不開示部分⑥■■■

両省の査定額は、大蔵案については本年1月10日付けの試算により、外務案については、本年2月7日付けのものである。（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、要旨下記の記載がある（乙A108 [-195-及びその前後]）。

記

「朝日」1月14日の「8ミリ政局」には、この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては、まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか、先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが、同じく数千万ドル台ながら、なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

b 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり、その中に要旨「韓国側に総額として示す数字は、日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠を持った最高の案として、外務省A案（総額約1億ドル）とする。」と記録されている（乙A108 [-249-及びその前後]）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が各試算した具体的な試算額である（ただし、不開示部分①は、大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額であるところ、具体的には、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した事実を総合すれば、大蔵省案が5000万ドル程度以下、外務省案が最大約1億ドルである。）と推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされている大蔵省又は外務省の査定金額や両者の金額の差等から容易に推測できるものであり、その総額の概数が既に公にされているものと同視することができるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測す

る新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②から不開示部分⑥まで

不開示部分②から不開示部分⑥までに記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の対日請求権に対する具体的試算額等であり、別紙7の第1で説示した金額を含んでいる可能性が極めて高いものの、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認するこ

とができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-210の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1) 不開示部分①

(2) 不開示部分②から不開示部分⑥まで

第1 前提事実（各論）

通し番号1-211の文書（文書1752）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年3月4日付けで作成した「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議について」と題する内部文書であり、一般請求権徴用者関係等専門委員会において、日韓間で財産・請求権問題について討議した内容が記載されており、このうち、不開示理由①に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 2ページ(-2-) 3か所, 3ページ(-3-) 2か所, 6ページ(-6-) 4か所, 7ページ(-7-) 3か所, 8ページ(-8-) 2か所, 15ページ(-15-) 5か所, 17ページ(-17-) 1か所（以下、これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは、いずれも財産・請求権問題について日本政府と韓国政府間において討議した中で双方が提示した具体的金額が記録されている。

- ② 9ページ(-9-) 7か所, 12ページ(-12-) 3か所, 13ページ(-13-) 1か所（以下、これらを併せて「不開示部分②」という。）

これは、日本政府が韓国側に供与する金額の算出の基礎となる朝鮮人徴用労務者数、軍人軍属別の復員死亡者数、傷病軍人者数について日本政府が算出した具体的な該当人数が記録されている。

（乙A343）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、また、かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-211 の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙 A 343）。

記

（中略）以下は、本専門委における各項目の討議概要である。

1. 閉鎖機関、在外会社関係

ア 日本側は、小委員会の会合において、本件在日財産の請求は根拠がないので、返還できないが、これら機関の旧韓国人株主のために

留保した現金ないし第2会社の株式は返還してもよいとして現金■

■■不開示部分①-1 ■■■, 株式額面■■■不開示部分①-2 ■

■■計■■■不開示部分①-3 ■■■の数値を韓国側に提示した。

これに対し、韓国側は、対日請求内容及び金額をいまだ明らかにしていない。

b. (略)

c. これに対し、日本側より、上記b(i)の名簿（閉鎖機関4社、在外会社清算結了分184社、未結了4社）を提出、また(ii)についても本年1月31日現在の財産目録（資産計■■■不開示部分①-4 ■■■負債■■■不開示部分①-5 ■■■）を提示し、（中略）

d. (略)

2. 有価証券関係

a. (略)

b. 本専門委において、韓国側は有価証券の登録番号及び食糧証券が現物か登録かについては未だ本国より連絡がない旨述べ、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会（いずれも閉鎖機関）、朝興銀行、朝鮮商業銀行、朝鮮貯蓄銀行（いずれも在外会社）の7社所有の証券の種類別一覧表総額■■■不開示部分①-6 ■■■（現物■■■不開示部分①-7 ■■■登録■■■不開示部分①-8 ■■■）を提出し、法人所有の有価証券はこれら7法人以外の分は不明であり、その他に個人及び通信部保有分がある旨述べた。（これに対し、日本側は検討の上意見を述べることとなっている。）

注 上記韓国側説明の結果、我が方が閉鎖機関、在外会社の登録債の請求には応じ得ないと立場を執り続けるとすれば、登録債としては通信部の国債（■■■不開示部分①-9 ■■■）のうちの

若干を除いて支払う必要がなくなるわけである。（以下略）

3. 未収金関係

a (略)

b 本専門委において、韓国側の質問に応じ、とりあえず■■■不開示部分①-10■■■のうち、法務省関係の集計において重複■■■不開示部分①-11■■■、労働省関係で■■■不開示部分①-12■■■の錯誤がある。なお詳細は調査中であると述べ、韓国側もこれを一応了とした。

注：法務省の重複とは、陸海軍の未復員者給与法に基づく俸給を法務省に供託したものに関し、法務省と厚生省と二重に報告したためのものであり、労働省分については、昭和24年の大蔵省調査（本調査の結果が総司令部に提出され、上記書簡となった。）記載の労働省関係の未収金■■■不開示部分①-13■■■中未払金■■■不開示部分①-14■■■が何を指すか全く不明であり、記録に関する限り未払金の掲記は錯誤と判定せざるを得ず、本件未収金関係については早急に各省会議を開いて意見調整を行う予定である。

4. 徴用労務者関係（軍人軍属を除く。）

a (略)

b 本専門委において、日本側より、(I)総数■■■不開示部分②-1■■■について信憑性が高いが、自由募集■■■不開示部分②-2■■■、官あっせん■■■不開示部分②-3■■■、国民徴用■■■不開示部分②-4■■■の強制度の全く異なる3種の労務者が含まれている、(II)終戦時現在■■■不開示部分②-5■■■名が存在し、■■■不開示部分②-6■■■から減耗数が職場離脱者多数（■■■不開示部分②-7■■■以上）のため極めて高い、

(III) 死亡者、負傷者数は不明である、(IV) 日本側統計としては厚生省勤労局と、内務省警保局のものとがあるが、いずれにせよ名簿は存在しない、(V) 昭和21年6月総司令部の命により各府県を通じて集めた名簿が17府県分だけは存在するとの説明を行った。

(以下略)

5. 軍人軍属関係

a (略)

b 本専門委において、日本側より、陸海軍軍人軍属別の復員死亡者数を次のとおり提示した。

	復員	死亡	計
軍人	■■■不開示部分②-8	■■■	■■■
軍属	■■■不開示部分②-8	■■■	■■■
計	■■■不開示部分②-8	■■■	■■■

本計数は、部隊名簿、留守家族調査等によつたもので個々のカードが整備されており、真実の数値であるとの自身がある旨説明、負傷者数について復員数に含まれるが、不詳である。ただし、第2次大戦中陸軍の動員数 ■■■不開示部分②-9 ■■■ 内現在までに傷病軍人として恩給を受けたものは ■■■不開示部分②-10 ■■■ であり、海軍については、朝鮮人傷病者数は ■■■不開示部分②-11 ■■■ 名であると述べた。(以下略)

6. 文官恩給関係

a・b (略)

c 本専門委において、日本側より、上記bの線に沿い、恩給法上の国庫支弁分（恩給局長裁定、朝鮮総督、道知事裁定）の既裁定分につき、増加恩給、普通扶助料、公務扶助料の人員、金額を全鮮分として提示した（文官 ■■■ 不開示部分①-15 ■■■、軍人 ■■■

不開示部分①-16■■■■■、計■■■■■不開示部分①-17■■■■■名
分■■■■■不開示部分①-18■■■■■）。その際、上記数値が、(i)
27年までの在職公務員のベースアップに応じ増額しており、(ii)
平和条約発効までは、本邦在住該当者に対し、計■■■■■不開示部分
①-19■■■■■円払っており、(iii)恩給局長と総督道知事の別は共
に支払台帳により名簿を含め、はつきりしていると説明した。

(以下略)

7. 帰国韓国人の寄託金関係

a (略)

- (イ) 税関に預託された通貨類 10, 510, 200円
- (ロ) 鮮銀券と交換した日銀券 48, 714, 690円
- (ハ) 旧朝連に寄託し日本政府 54, 550, 000円

に差押えられているもの

b 本専門委において、日本側より、(イ)に関して日銀券■■■■■不開
示部分①-20■■■円等の計数を提示、韓国側提示の数値とほと
んど同額であると説明、(ロ)に関しても金額的に韓国側と符合して
いる旨説明した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-117の文書（一般請求権徴用者関係等専門委員会第1回
会合から第4回会合までの記録）の一部開示部分には、要旨次のとおり記
録されている（乙A264）。

(a) 第1回会合記録

総理府恩給局中島審議課長より、(中略)なお、平和条約発効時ま
では、本邦に在住していて支払可能な人には支払っており、その金額
は294万5298円であるが、人数は今日はわからないと説明した。

(b) 第3回会合記録

まず日本側より別添資料「集団移入朝鮮人労務者数」を提供し、労働省より次のとおり説明した。

(別添)

集団移入朝鮮人労務者数

1 総数 667, 684

2 終戦時現在数 322, 890

3 集団移入の種類

種類	期間	人員
総数	1939年9月－1945年4月頃	667, 884
自由募集	1939年9月－1942年2月頃	148, 549
官あつせん	1942年2月－1944年8月頃	約32万
国民徴用	1944年9月－1945年4月頃	約20万
4 昭和20年3月末移入労務者現在員数		
移入者数	604, 429	
減耗数	328, 567	
帰還満了帰鮮者	52, 108	
不良送還者	15, 801	
職場離脱者	226, 497	
所在不明者	209, 750	
内訳 発見送還者	4, 121	
復帰者	(12, 626)	
その他	46, 306	
現在員数	288, 488	

(c) 第4回会合記録

- ① 李委員より、韓国人被徴用者未収金はどうなっているかと質したので、大蔵省杉田事務官より、法務省関係の集計における重複約6

千万円は分かっているが、労働省関係で1億円程の錯誤があるので、現在調査中である。

② 次に李委員より、日本側の資料には傷病者数が出ていないがどうしたのかと質したので、厚生省側より、朝鮮人としては数値が出ていない、ただし、第二次大戦中、陸軍の動員数700万、そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は16万人である、これは死亡者は別である。

③ なお、第4回会合記録には、別添2として韓国側提出の「韓国法人所有有価証券調書」が添付されており、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会、朝光銀行、朝鮮商業銀行の7社が所有するとされる日本国債その他の有価証券につき、種類別に登録・現物・合計の具体的数値が記録されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも昭和37年2月13日から同月27日までの間に4回にわたり開催された一般請求権徴用者関係等専門委員会における各項目ごと討議された具体的金額等であり、具体的には、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①-1

日韓両政府間の会合において日本側が韓国側に返還してもよいと述べた閉鎖機関の旧韓国人株主のために留保した現金の金額であって、日本側が提出した資料（（別紙7）の第1の4(2)参照）に記録されているものである可能性が極めて高い。

b 不開示部分①-2

日韓両政府間の会合において日本側が韓国側に返還してもよいと述べた閉鎖機関の旧韓国人株主のために留保した第2会社の株式

額面額であつて、日本側が提出した資料（（別紙7）の第1の4(2)参照）に記録されているものである可能性が極めて高い。

c 不開示部分①-3

不開示部分①-1と不開示部分①-2の合計額

d 不開示部分①-4

日本側が韓国側に提示した財産目録（朝鮮金融組合連合会に関する昭和37年1月31日現在のもの）に記録された資産計の金額

e 不開示部分①-5

上記dの財産目録に記録された負債計の金額

f 不開示部分①-6

韓国側が提出した朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会（いずれも閉鎖機関）、朝興銀行、朝鮮商業銀行、朝鮮貯蓄銀行（いずれも在外会社）7社所有の証券の種類別一覧表（これは、通し番号1-117の文書で開示されている韓国側提出の「韓国法人所有有価証券調書」と同一であると推認することができる。）中の総額

g 不開示部分①-7

上記fの一覧表中の現物分

h 不開示部分①-8

上記fの一覧表中の登録分

i 不開示部分①-9

登録債としての通信部の国債の金額

j 不開示部分①-10

昭和24年の大蔵省調査の結果を記載したS C A Pの書簡に記載された未収金の総額であり、（別紙7）の第1の5(3)で認定した具体的数値と同一又は同程度のものである可能性が極めて高い。

k 不開示部分①-11

上記jの金額のうち、法務省関係の集計で重複とされた金額であり、
通し番号1-117の文書で開示されている「約6千万円」との数値

l 不開示部分①-12

上記jの金額のうち、労働省関係で錯誤があるとされた金額であり、
通し番号1-117の文書で開示されている「1億円」との数値

m 不開示部分①-13

上記jの書簡に記載された労働省関係の未収金の金額であり、(別
紙7)の第1の5(3)で認定した具体的な数値と同一又は同程度のもの

n 不開示部分①-14

上記mの金額のうち、特定の項目に関する金額であり、(別紙7)
の第1の5(3)で認定した具体的な数値と同一又は同程度のもの

o 不開示部分①-15

恩給法上の国庫支弁分(恩給局長裁定、朝鮮総督、道知事裁定)の
既裁定分のうち、文官に係るもの的人数であり、(別紙7)の第1の
5(4)アの「朝鮮人関係文官恩給計数」で認定した具体的な数値と同一
又は同程度のもの

p 不開示部分①-16

恩給法上の国庫支弁分(恩給局長裁定、朝鮮総督、道知事裁定)の
既裁定分のうち、軍人に係るもの的人数

q 不開示部分①-17

不開示部分①-15と不開示部分①-16の数値を合計したもの

r 不開示部分①-18

恩給法上の国庫支弁分(恩給局長裁定、朝鮮総督、道知事裁定)の
既裁定分の合計額

s 不開示部分①-19

恩給法上の国庫支弁分のうち、平和条約発効までに本邦在住該当者に対して支払われた総額であり、通し番号1-117の文書で開示されている「294万5298円」との数値又はこれと同程度のもの

t 不開示部分①-20

税関に預託された帰国韓国人の通貨類のうち日銀券の総額であり、(別紙7)の第1の5(6)で認定したとおり韓国側が提示した「1051万円」余りの金額とほぼ同程度の金額

(イ) 不開示部分②

a 不開示部分②-1

日本側が提示した徴用労務者数の総数であり、通し番号1-117の文書で開示されている「667, 684」との数値

b 不開示部分②-2

上記aのうち自由募集の人数であり、通し番号1-117の文書で開示されている「14万8549」との数値

c 不開示部分②-3

上記aのうち官あっせんの人数であり、通し番号1-117の文書で開示されている「約32万」の具体的数値

d 不開示部分②-4

上記aのうち国民徴用の人数であり、通し番号1-117の文書で開示されている「約20万」の具体的数値

e 不開示部分②-5

上記aのうち終戦時現在の人数であり、通し番号1-117の文書で開示されている「32万2890」との数値

f 不開示部分②-6

上記aと同じ

g 不開示部分②-7

上記 a からの減耗数のうち職場離脱者数であり、通し番号 1-117 の文書で開示されている「22万6497」との数値の概数

h 不開示部分②-8

陸海軍軍人軍属別の復員死亡者数であり、(別紙7)の第1の5(4)ア(ア)の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」中の次の数値と同一のもの

	復員	死亡	計
軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
合計	220,159	22,182	242,341

i 不開示部分②-9

第2次大戦中陸軍の動員数であって、通し番号 1-117 の文書で開示されている「700万」との数値と同一のもの

j 不開示部分②-10

上記 i のうち、昭和37年3月当時までに傷病軍人として恩給を受けたものの人数であって、通し番号 1-117 の文書で開示されている「16万人」との数値と同一のもの

k 不開示部分②-11

海軍における朝鮮人傷病者数

ウ そうであるとすれば、通し番号 1-211 の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①-1 から不開示部分①-3 まで及び不開示部分①-10 不開示部分①-1 から不開示部分①-3 まで及び不開示部分①-10 に記録されている情報は、日本側が韓国側に提示した請求権問題に関する

る具体的数値等であり、別紙7で認定した資料に記録された具体的数値又は韓国側開示文書で既に公にされている具体的数値と同一又は同程度のものである可能性が極めて高いが、本件全証拠によつても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないまではいえず、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分①-4から不開示部分①-8まで

不開示部分①-4から不開示部分①-8までに記録されている情報は、韓国側が日本側に提出した文書又は日本側が韓国側に提出した文書に記録されている数値等であり、韓国側開示文書で既に公にされているものと推認することができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分①-9、不開示部分①-16から不開示部分①-18まで及び不開示部分②-11

不開示部分①-9、不開示部分①-16から不開示部分①-18まで及び不開示部分②-11に記録されている情報は、日本政府部内で検討

された請求権問題に関する具体的査定額等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分①-11から不開示部分①-15まで、不開示部分①-19、不開示部分①-20及び不開示部分②-1から不開示部分②-10まで

不開示部分①-11から不開示部分①-15まで、不開示部分①-19、不開示部分①-20及び不開示部分②-1から不開示部分②-10までに記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみ

て、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている

情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-211の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

- (1) 後記(2)に掲げた部分以外の不開示部分
- (2) a 2ページ(-2-) 3か所(不開示部分①-1から不開示部分①-3まで)
b 6ページ(-6-) 下から7行目(不開示部分①-9)
c 7ページ(-7-) 上から12行目(不開示部分①-10)
d 13ページ(-13-) のもの(不開示部分②-11)
e 15ページ(-15-) 7行目の「軍人」とある部分の右側のもの及び
8行目の2か所(不開示部分①-16から不開示部分①-18まで)

(別紙5) 通し番号1-212

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-212の文書（文書1755）は、次の文書によって構成されており、いずれも韓国の対日請求権の個別具体的な項目について日本政府部内で試算した具体的金額及び試算方法が記録されている。

(1) 外務省アジア局が作成した昭和37年2月9日付け「査定の基礎」と題する文書

(2) 外務省アジア局が作成した昭和37年3月10日付け「査定の基礎」と題する文書

2 通し番号1-212の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀、通信局関係、送金返還関係、韓国人株主分配金及び有価証券関係等の項目について日本政府部内において試算した具体的な金額及び試算方法が記録されている。

① 1ページ（-1-）から6ページ（-6-）までのうち見出し及び「内訳」部分を除く部分（以下「不開示部分①」という。）

② 7ページ（-7-）及び8ページ（-8-）表のうちの「金額」部分（以下「不開示部分②」という。）

(乙A344)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A344）によれば、通し番号1-212の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 前提事実（各論）1(1)の文書

当該文書には、不開示部分①があり、下記の項目が一部開示されている。

記

II 遣信局関係

(内訳) 1 郵便貯金

2 簡保・年金

IV 韓国人株主分配金

V (1) 有価証券（A案）

(B案)

- (2) 日本系通貨
- (3) 韓国人被徴用者未収金
- (4) 被徴用者補償金

内訳 A 労務者見舞金
B 復員軍人軍属見舞金
C 死亡軍人軍属弔慰金
D 死亡軍属年金
E 軍属障害年金

- (5) 恩給請求

内訳 (37.2.1現在)

- b 前提事実 (各論) 1 (2)の文書

当該文書には、不開示部分①及び不開示部分②がある。

- (a) このうち、不開示部分①の項目は、下記のとおり開示されている。

記

I 地金銀

II 遅信局関係

(内訳) 1 郵便貯金等

2 簡保・年金

III 送金返還

IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

V (1) 有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 労務者等の未収金

(4) 被徴用者補償金

内訳 A 労務者見舞金

- B 復員軍人軍属見舞金
- C 死亡軍人軍属弔慰金
- D 死亡軍属年金
- E 軍属障害年金

(5) i 恩給請求

(内訳)

ii 帰国韓国人寄託金

(b) また、不開示部分②の項目は、下記のとおり開示されている。

記

- I 地金銀
- II 通信局関係（郵貯、簡保、年金等）
- III 送金返還
- IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金
- V (1) 有価証券
 - (2) 日本系通貨
 - (3) 労務者等の未収金
 - (4) 被徴用者等補償金

内訳 A 労務者見舞金

- B 復員軍人軍属見舞金
- C 死亡軍人軍属弔慰金
- D 死亡軍属年金
- E 軍属障害年金

(5) i 恩給請求

(内訳)

文官恩給

軍人恩給

ii 帰国韓国人寄託金

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額及びその試算方法等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であり、(別紙7)で認定した金額と同一のもの等を含んでいる可能性が否定できないものの、本件全証拠によつても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱

又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-212の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-213の文書（文書1756）は、外務省アジア局が作成した次の内部文書によって構成されており、第六次日韓会談期間中に行われた小坂外務大臣と崔長官との会談の冒頭発言案及び請求権問題に関する日本政府の対処方針が記録されている。

- (1) 昭和37年3月10日付け「冒頭の発言（案）」と題する文書
- (2) 昭和37年3月10日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」と題する文書
- (3) 昭和37年3月10日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書
- (4) 昭和37年3月10日付け「日韓請求権について（各論）（理財局修正案）」と題する文書
- (5) 昭和37年3月10日付け「日韓間の請求権問題について（結論）（案）」と題する文書

2 通し番号1-213の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、韓国に対する請求権8項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記録されている。

- ① 17ページ（-17-）8行目から10行目までの約3行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 18ページ（-18-）5行目から6行目までの約2行分及び9行目から10行目までの約2行分（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 19ページ（-19-）5行目から7行目までの約3行分（以下「不開示部分③」という。）

- ④ 20ページ（-20-）5行目約1行分（以下「不開示部分④」という。）
- ⑤ 21ページ（-21-）18行目1行分及び22ページ（-21-に「次ページ不開示」と記載されてる部分。以下「不開示部分⑤」という。）
- ⑥ 24ページ（-23-）6行目から8行目までの約3行分及び12行目から13行目までの約2行分（以下「不開示部分⑥」という。）
- ⑦ 25ページ（-24-）5行目から6行目までの約2行分（以下「不開示部分⑦」という。）
- ⑧ 30ページ（-29-）7行目から末行までの約4行分（以下「不開示部分⑧」という。）
- ⑨ 31ページ（-30-）6行目1行分（以下「不開示部分⑨」という。）
- ⑩ 32ページ（-31-）4行目から6行目までの約3行分（以下「不開示部分⑩」という。）
- ⑪ 36ページ（-35-）6行目から末行までの約2行分（以下「不開示部分⑪」という。）
- ⑫ 37ページ（-36-）5行目から6行目までの約2行分（以下「不開示部分⑫」という。）

（乙A345）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾掲記の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-213 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 345）。

a 不開示部分①から不開示部分⑦まで

不開示部分①から不開示部分⑦までは、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

要綱 2. 運送局関係について

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行われていた郵便貯金の大蔵省への預入金と朝鮮簡易生命保険、郵便年金特別会計の大蔵省預入金のうち韓国人分の支払を請求しているが、

日本側としては、これらにつき事実関係にも、法律関係にも問題

はあるが、韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好意的考慮する用意はある。ただし、大蔵省への預入金のうち韓国人分をどのように推定するかについては、日本側としては事務折衝において当方が示した線を修正することは困難である。

要綱 4. 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求について

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求しているが、

(中略)

もとより、日本側としては閉鎖機関令ないしSCAPIN 1965号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について、旧株主の権利は尊重しており、既に事務折衝において、韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している■■■不開示部分①■■■

要綱 5 の(1) 日本有価証券について

韓国側は、事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては、■■■不開示部分②■■■他方、登録債のうち、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、米軍令33号の効力は及び得ないと考える。■■■不開示部分③■■■

要綱 5 の(2) 日本系通貨について

韓国側は、事務折衝において、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが、

日本側としては、■■■不開示部分④■■■焼却分については、無記名債券の亡失に準じて債権消滅と考えるのが道理にかなっていると思われるが、日本銀行員が焼却に立ち会った分については、問

題はあるが、特に好意的に考慮したいと考えるが、日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱 5 の(3) 韓国人労務者等の未収金について

韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給、賃金、年金、手当等の未収金を請求しているが、日本側としては、韓国人分と確認される未収金については、■■■不開示部分④■■■

要綱 5 の(4)の a 集団移入韓国人労務者の補償金について

韓国側は、事務折衝において、日本に強制連行された労務者につき生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定の補償を請求しているが、日本側としては、昭和 14 年以来、昭和 20 年 4 月頃までに、自由募集、官あっせん、最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労務者が、集団移入された事実は一応認めるが、これらの労務者は、日本人として内地に渡来し、内地人と共に勤労したもので、これに對し日本側として、補償金を支払う法律的根拠がない。また、これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり、日本側として、重ねて何らかの措置を講ずる法的根拠はない。

■■■不開示部分⑤■■■ (中略)

要綱 5 の(5)の a 韓国人恩給請求について

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分の恩給の 20 年分を請求しているが、

日本側としては、平和条約発効までの未裁定者を含め、戦前国庫が負担していた分については、受給権者に対して ■■■不開示部分
⑥-1 ■■■

平和条約発効後の問題については、韓国人の恩給権は消滅したと

恩給法上解釈されるが、この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題とも■■■不開示部分⑥-2■■■

要綱 5 の (5) の b 帰国韓国人寄託金について

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税關への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、■■■不開示部分⑦■■■朝連へ寄託したとする分については、その事実を示す記録が全く存在しないので、その支払は不可能である。

b 不開示部分⑧から不開示部分⑫まで

不開示部分⑧から不開示部分⑫までは、前提事実（各論）1(4)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

要綱 4. 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求について

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが、

(中略)

このことは、上述の閉鎖機関令及びSCAPIN 1965号のいずれもが、米軍令33号に関係なく、在日財産に関する処理を規定していることからも明らかである。

■■■不開示部分⑧■■■

要綱 5 の (1) 日本有価証券について

韓国側は、日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては韓国側は無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては、■■■不開示部分⑨■■■登録債のうち、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても、それ以外

のものは米軍令33号の効力も及び得ないとの見地から請求に応じ難い。

要綱5の(2) 日本系通貨に関して

韓国側は、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが、

日本側としては、■■■不開示部分⑩■■■焼却分については日本銀行員が焼却に立ち会った分で流通過程にあったものについては考慮するが、それ以外のものは資料の確認が不可能であり、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱5の(5)のa 韓国人恩給請求に関して

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分の恩給の20年分請求しているが、

日本側としては、戦前国庫が負担していた分については、未裁定者をも含めた受給権者に対して■■■不開示部分⑪■■■

要綱5の(5)のb 帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税關への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、■■■不開示部分⑫■■■朝連へ寄託したとする分については、その支払は不可能である。

(1) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-251の文書の一部不開示部分には、昭和37年3月9日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書が引用されており、その内容は、（別紙5）通し番号1-251の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとおりであるが、これは、通し番号1-213の文書の一部開示部分とほぼ一致しているところ、当該文書の不開示部分に相当する部分は、要旨次のとおり

である。

(a) 不開示部分①

もっとも、日本側としては閉鎖機関令ないしSCAPIN 196.5号及びそれらに基づく法令により清算指された会社等の残余在日財産について、旧株主の権利は尊重しており、既に事務折衝において、韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している次第であり、そのうち韓国人分の取扱については話し合いの用意がある。

(b) 不開示部分⑤

(中略) また、これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものである。

ただ、戦時中集団として日本に移住した労務者であって終戦時まで日本内地において勤務し、戦後韓国に帰還した者に対しては、これら労務者の中に気の毒な事情にあったものも相当数いたであろうことは十分認識している。

(c) 不開示部分⑥

韓国側は、終戦時の既裁定分、未裁定分合計55千名の恩給の20年分を請求しているが、■■■不開示部分■■■既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。

平和条約発効後の問題については、韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが、この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題等もあわせて更に研究したいと考えている。

b 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、昭和37年2月8日に開催された第六次日韓会談の一般請求権小委員会第10回会合における宮川主査の説明内容の概要が記録されているところ、上記(a)の

不開示部分に関連する部分は、要旨下記のとおりである。

記

(1) 「日本有価証券」

(a) 登録分

(i) 閉鎖機関，在外会社所有のもの

(略)

(ii) 遷信部所有のものについては、(略)

(iii) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては、日本側としては、韓国側から現物の呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 「日系通貨」

(a) 日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については

(i) 日銀券、日本政府紙幣については、流通過程になかったものは、請求に応じ難い。

(ii) 軍票、儲備券については、流通していた当該地域の当局との間で解決すべきものであるから、韓国に対して重ねて責任を負うべき筋合いではない。

(b) その他については、現物呈示がなければ応じ難い。なお、動乱中焼却したといわれる部分については、日銀行員の立会もなく、確認できないから、請求に応ずることはできない。

(3) 「韓国人被徴用者未収金」

双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

(中略)

(5) 「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a) 恩給関係

恩給の支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、

(i) 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ii) 我が方としては、日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。したがって、韓国側の主張する20年間支給の要求には応ずることができない。

(iii) また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との關係よりして、増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b) 寄託金関係

(i) 税関に寄託された通貨類及び (ii) 鮮銀券と交換した日銀券

いずれも、金額について調整を得た上で考慮したい。

(ii) 旧朝連に寄託し、現在日本政府に差し押さえられたもの
寄託の経緯、金額についての事実関係は承知していないが、
仮に、旧朝連財産に係るものが混在していたとしても、旧朝連の財産差押えはSCAPの指令に基づく措置であり、さらに、財産の処分代価は、在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから、実質的に韓国人に還元されており、改め

て韓国政府の請求に応すべき筋合いのものではない。

(イ) 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「次第であり、そのうち韓国人分の取扱については話し合いの用意がある。」との文言又はこれと同様

(イ) 不開示部分②

日本国債等の有価証券の請求のうち、⑦韓国側が債券の現物を保持しているもの及び⑧その他の法人・個人の所有するもの（ただし、閉鎖機関・在外会社所有のもの及び通信部所有のものを除く。）に対する外務省の具体的対処方針案であって、通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定したところと同様に、これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ウ) 不開示部分③

戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求に対する外務省の具体的対処方針案であって、通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定したところと同様に、これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(エ) 不開示部分④

韓国人労務者等の未収金の請求に対する外務省の具体的対処方針案であって、通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定したところと同様に、これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(オ) 不開示部分⑤

通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した

「ただ、戦時中集団として日本に移住した労務者であって終戦時まで日本内地において勤務し、戦後韓国に帰還した者に対しては、これら労務者の中に気の毒な事情にあったものも相当数いたであろうことは十分認識している。」との文言又はこれと同様のもの

(カ) 不開示部分⑥

a 不開示部分⑥-1

韓国人恩給請求に対する外務省の具体的対処方針案であって、⑦通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。」との文言を含み、⑦通し番号1-18の文書で開示されているところと同様に、上記ア(ア)で認定した一部開示部分記載の限度で未払恩給の支払請求に応じる余地がある旨などを指摘したもの

b 不開示部分⑥-2

通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「あわせて更に研究したいと考えている」との文言又はこれと同様のもの

(キ) 不開示部分⑦

帰国韓国人寄託金の請求のうち、朝連へ寄託したとする分以外の分（具体的には税関に寄託された通貨類及び鮮銀券と交換した日銀券）に対する外務省の具体的対処方針案であって、通し番号1-18の文書で開示されているところと同様に、これに応ずる余地がある旨などを指摘したもの

(ク) 不開示部分⑧

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として閉鎖機関令又はS C A P I N 1 9 6 5号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について韓国側に配慮する余地がある旨などを指摘したもの

の（この点、通し番号1-213の文書中の前提事実（各論）1(4)の文書は、外務省の案に大蔵省理財局が修正を加えたものであり、（別紙5）通し番号1-214の「第3 当裁判所の判断」の1(1)イで説示したとおり、不開示部分⑧の内容は、通し番号1-214の文書中にある昭和37年3月12日付け「日韓間の請求権問題に関する官川代表発言要旨」と題する文書の記載内容と同一であると推認することができるここと等に照らすと、通し番号213の文書等の一部開示により既に公にされている外務省の見解より日本政府にとって不利な内容であるとは断定し難いし、また、弁論の全趣旨によれば、上記文書の内容は日韓両政府間の会合で発言されて韓国側に示されたものとも認められるから、韓国側開示文書で既に公にされている可能性も高い。）

(カ) 不開示部分⑨

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分②と同趣旨のもの

(コ) 不開示部分⑩

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分③と同趣旨のもの

(サ) 不開示部分⑪

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分⑥-1と同趣旨のもの

(シ) 不開示部分⑫

大蔵省理財局が修正した具体的対処方針案として不開示部分⑭と同趣旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている情報は、①他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又は当該一部開示に係る部分と同趣旨を述べるもの又は②これらと同様

の観点から韓国側の請求のうち一定のものについて理論的に応じ得る余地を示すものにすぎないから、上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-213の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-214

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-214の文書(文書1757)は、外務省が作成した次の内部文書によって構成されており、第六次日韓会談期間中に行われた小坂外相と崔外相の会談における小坂外相の発言要旨及び韓国側の具体的請求項目に対する日本側の見解が記録されている。
- (1) 昭和37年3月12日付け「日韓間の請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨」と題する文書
- (2) 昭和37年3月12日付け「日韓間の請求権問題に関する宮川代表発言要旨」と題する文書
- 2 通し番号1-214の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、韓国の対日請求権8項目のうちの韓国のは在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記録されている。
- ① 13ページ(-13-) 7行目から10行目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 14ページ(-14-) 6行目1行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 15ページ(-15-) 4行目から6行目までの約3行分(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 19ページ(-19-) 6行目から末行までの約2行分(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 20ページ(-20-) 5行目から6行目までの約2行分(以下「不開示部分⑤」という。)

(乙A346)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-214 の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 A 346）によれば、通し番号 1-214 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(2) の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

以上申し述べた我が方の基本的立場にたって、以下韓国側の具体的請求項目に対する現段階の考え方を申し上げたい。なお、これは、事務折衝で両国の見解が開陳された際の日本側の見解をとりまとめたものと承知されたい。

(中略)

要綱 4 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが、

(中略)

このことは、上述の閉鎖機関令及びSCAPIN 1965号のいずれもが、米軍令33号に関係なく、在日財産に関する処理を規定していることからも明らかである。

■■■不開示部分①■■■

要綱 5 の (1) 日本有価証券に関して

韓国側は、日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては、韓国側が無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては、■■■不開示部分②■■■登録債のうち、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても、それ以外のものは米軍令33号の効力も及び得ないとの見地から請求に応じ難い。

要綱 5 の (2) 日本系通貨に関して

韓国側は、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが、

日本側としては、■■■不開示部分③■■■焼却分については日本銀行員が焼却に立ち会った分で流通過程にあったものについては

考慮するが、それ以外のものは資料の確認が不可能であり、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱 5 の (5) の a 韓国人恩給請求に関して

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分の恩給の20年分請求しているが、

日本側としては、戦前国庫が負担していた分については、未裁定者をも含めた受給権者に対して ■■■不開示部分④■■■■

要綱 5 の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、 ■■■不開示部分⑤■■■朝連へ寄託したとする分については、その支払は不可能である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に加え、(別紙5) 通し番号1-213の「第3 当裁判所の判断」で説示した通し番号1-213の文書のうち昭和37年3月10日付け「日韓請求権について(各論)(理財局修正案)」と題する文書の内容(不開示部分も含む。)に照らすと、通し番号1-214の文書の不開示部分①から不開示部分⑤までと通し番号1-213の文書の不開示部分⑧から不開示部分⑫とはそれぞれ同一であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-214の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、(別紙5) 通し番号1-213の「第3 当裁判所の判断」で説示したところと同様である。

エ 以上によれば、通し番号1-214の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たることは、（別紙5）通し番号1-213の「第3 当裁判所の判断」で説示したところと同様である。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○ (2) 小括

したがって、通し番号1-214の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-214の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-215の文書（文書1758）は、外務省が作成した次の文書によって構成されており、韓国の対日請求権の複数の項目における金額について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

(1) 昭和37年3月13日付け「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表

(2) 昭和37年3月14日付け「査定の基礎」と題する文書

(3) 昭和37年3月14日付「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表

2 通し番号1-215の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀、通信局関係、送金返還関係、韓国人株主分配金及び有価証券関係等の各項目について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

① 1ページ（-1-）（以下「不開示部分①」という。）

これは、「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分（「項目」欄、「A案」、「B案」、「C案」、「大蔵案」及び「韓国側請求額」）を除いた部分である。

② 2ページ（-2-）から4ページ（-4-）まで（以下「不開示部分②」という。）

これは、「査定の基礎」と題する文書中にあり、「項目」及び「内訳」を除いた部分である。

③ 5ページ（-5-）（以下「不開示部分③」という。）

これは、「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄である。

(乙A347)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A347）によれば、通し番号1-215の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書の表題及び作成年月

日のほか、下記の項目に係る部分以外の部分であり、下記項目に対応して、「A案」、「B案」、「C案」、「大蔵案」及び「韓国側請求額」欄が設けられている。

記

I 地金銀

II 適信局関係

(郵貯、簡保、年金等)

III 送金返還

IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

V (1) 有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 労務者等の未収金

(4) 補償金

内訳 労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属弔慰金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5) 恩給請求

文官恩給

軍人恩給

帰国韓国人寄託金

(6) 民間生保

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書の表題及び作成年月日のほか、下記の項目に係る部分以外の部分（各項目に係る金額等の部

分であり、その一部については、元本及び利息の金額が記録されている。)である。

記

I 地金銀

II 適信局関係

(内訳) 1 郵便貯金

2 簡保・年金

III 送金返還

IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

V (1) 有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 労務者等の未収金

(4) 被徴用者補償金

内訳 A 労務者見舞金

B 復員軍人軍属見舞金

C 死亡軍人軍属弔慰金

D 死亡軍属年金

E 軍属障害年金

(5) i 恩給請求

(内訳)

ii 帰国韓国人寄託金

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③は、前提事実(各論)1(3)の文書の表題及び作成年月日のほか、下記の項目に係る部分及びこれに対応する「韓国側請求額」の記載部分以外の部分(「査定額」欄の記載部分)である。

記

I 地金銀

II 遅信局関係

(郵貯、簡保、年金等)

III 送金返還

IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

V (1) 有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 労務者等の未収金

(4) 補償金

内訳 労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属見舞金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5) 恩給請求

文官恩給

軍人恩給

帰国韓国人寄託金

(6) 民間生保

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額及びその試算方法等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから、本件全

証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-215の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-215の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-216の文書（文書1759）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年5月に作成した「在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権」と題する文書（8ページ）であり、在北朝鮮日本財産及び日本の対北朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解、対処方針及び個別の請求権金額が記録されている。

○ (甲86)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-216の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考

慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-216の文書に記録されている情報は、在北朝鮮日本財産及び日本の対北朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解、対処方針及び個別の請求権金額であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-216の文書に記録されている情報は、日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議されることとなった場合にその基礎として直接利用されることが想定されるものであるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-216の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-216の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-216の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-216の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-217の文書（文書1762）は、外務省が作成した「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表等により構成され、韓国の対日請求権のうち、地金銀、通信局関係、送金返還関係、閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

○ このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 1ページ（-1-）（以下「不開示部分①」という。）

これは、「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分、具体的項目欄、韓国側請求額欄を除いた部分であり、韓国の対日請求権のうち、地金銀、通信局関係、送金返還関係、閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額が記録されている。

② 2ページから15ページまで（-1-に「次ページ以下14ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

○ これは、「韓国請求権金額の査定」の注釈又は説明を内容とする文書であり、不開示部分①に記録されている韓国の対日請求権の各項目の試算額の具体的な試算方法が記録されている。

（乙A348）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-217の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過

程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A348）によれば、通し番号1-217の文書の不開示部分①は、その表題及び作成年月日のほか、下記の項目に係る部分以外の部分であり、下記項目に対応して、「A案」、「B案」、「C案」、「D案」、「E案」、「F案」及び「韓国側請求額」欄が設けられていると認められる。

記

I 地金銀

II 遣信局関係

（内訳）郵便貯金、振替貯金、簡保、年金

III 送金返還

IV 閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金

V (1) 有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 労務者等の未収金

(4) 補償金

内訳 労務者見舞金

復員軍人軍属見舞金

死亡軍人軍属見舞金

死亡軍属年金

軍属障害年金

(5) 恩給

文官

軍人

帰国韓国人寄託金

(6) 民間生保

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-217の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

外務省等が上記アで掲げた各項目について試算した具体的金額

(イ) 不開示部分②

上記(ア)の査定金額についての具体的な試算方法

ウ そうであるとすれば、通し番号1-217の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから、本件全

証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-217の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-217の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-217の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-217の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-218の文書(文書1764)は、次の内部文書によって構成されており、韓国への借款の規模及び借款を行う条件の検討並びに日本及び欧米諸国による他国への借款の概要が記録されている。

- (1) 外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和37年8月16日付け「韓国に対する借款供与の件」と題する内部文書
 - (2) 経済協力局政策課が作成した昭和37年8月17日付け「わが国の行なった主な信用供与条件」と題する文書
 - (3) 賠償部調整課が作成した昭和37年8月17日付け「我が国が行った賠償以外の無償供与案件」と題する一覧表
- 2 通し番号1-218の文書のうち不開示部分は、1ページ(—1—)2か所のみであり、上記1(1)の文書中にあり、対韓経済協力の一部として韓国に供与することが検討されていた借款の具体的な金額が記録されている。

(乙A349)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北

朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

ア 証拠（乙A349）によれば、通し番号1-218の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1 日韓交渉を推進する上に必要な場合には、次の方針により、韓国に対し直接借款を供与する。

金額 ■■■不開示部分■■■

条件

償還期限 5年据置 15年返済 (計20年) インドは計15年
金 利 平均4.5%

(注 借款対象により、輸銀金融ベースに乗るものは、輸銀輸出金融金利の下限4%と市中銀行の協調による金利上昇を考慮して、一

応 5. 5 %とし、基金融資の対象となるものは、基金の単独融資を前提として 3. 5 %とする。)

2 上記のごとき条件を妥当と考えるのは、下記諸点 ((1)～(4)) を比較勘考し、(5)のごとき検討を加えた結果である。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

(1) 韓国の外貨ポジション

(中略)

(2) 各国の対韓援助条件

(中略)

(3) 西欧諸国その後進国に対する信用供与条件の趨勢

(中略)

(4) わが国の従来の借款供与条件

(中略)

(5) 結語

上記(3), (4)の考察から、わが国の対外信用供与の条件が、西欧先進諸国とのそれに比べて、なお、相当に厳しいことが明らかであるが、わが国の経済力からみて、一般的には、かかる開きの生ずるのは、当面やむを得ないものと考えられる。しかしながら、韓国の場合には、両国間の特殊な関係及び従来の経緯、並びに、上記(1)でみたごとき、韓国の外貨ポジションの現状を考えれば、従来のわが国の援助条件より緩和され、できる限り、(3)でみたごとき西欧諸国との援助条件に接近した（少なくとも、(2)で概観した独伊以上ないし同等に緩和された）条件の援助であることが必要と考える。しかしながら、他方において、わが国経済力の限度、制度上の一定の限界（輸銀輸出金融金利の下限 4 %、基金 3. 5 %）を考慮すれば、従来の条件より、余りに乖離した条件での援助も当然不可能である。

よって、冒頭1程度の条件が、当面最も妥当な線と考えられ、韓国に対してもわが国が諸外国に出している借款より金利、返済期限とも緩和された特殊の外交的考慮に基づくものであることが立証し得よう。

なお、基金は現在資本金104億円（ただし、37年度予算に65億円追加計上見込み）であるので、それを超えた借款を供与するためには予算により基金を増資する必要がある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、外務省において検討された韓国に供与する借款の具体的金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓交渉を推進するための方策の一つとして、日本政府部内で検討された韓国に供与する借款の具体的金額であるところ、仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができるとしても、当該借款の具体的金額は、昭和37年当時の日本の経済力や当時の制度上の一応の限界等も加味して検討されたものである上（乙A349〔-10-〕も参照），これを定めるに当たって考慮された具体的要素又は具体的根拠の詳細についても通し番号1-218の文書の一部開示部分において既に明らかにされているから、その後40年余りが経過し、その間に我が国の経済・財政状況が著しく変化したことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化をも併せ考慮すれば、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は不合理であるといわざるを得ない。

エ 以上によれば、仮に通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの

に当たると推認することができるとしても、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-218の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-219の文書（文書1765）は、外務省条約局法規課が昭和37年8月23日付けで作成した「日韓請求権問題の処理方式」と題する内部文書であり、韓国の請求権放棄と日本の対韓経済援助の組合せ方式による解決策について日本政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも日本政府が検討していた代案及びその処理方針の策定過程等が具体的に記録されている。

- ① 1ページ（-1-）9行目から末行までの7行分
- ② 2ページから13ページまで（-1-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙A350）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-219の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A350）によれば、通し番号1-219の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

韓国側の請求権放棄と有償無償経済援助の組み合わせ方式による請求権問題解決に当たって、韓国側が請求権放棄の規定を置くことに難色を示す場合、代案として考えられるのは次の諸方式である。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国側の請求権放棄と有償無償経済援助の組み合わせ方式による請求権問題解決に当たり、外務省が検討した韓国側が請求権放棄の規定を置くことに難色を示した場合の代案等の具体的な内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る具体的な解決方策等であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公開されているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照

らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-219の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-220の文書（文書1766）は、外務省アジア局長が昭和37年8月31日付けで作成した「日韓請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり、アジア局長と崔英沢駐日韓国代表部参事官との非公式会談において、韓国から提示された日本政府に対する具体的な要求金額を前提として、日本側が対韓経済協力として提示する具体的な金額を日本政府部内で検討した内容及び交渉戦略等が記録されている。

このうち不開示部分は、2ページ（-2-）13行目から3ページ（-3-）9行目までであり、韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

（乙A351）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-220の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情

報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-220 の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである (乙 A 351)。

記

2. 今後我が方より提示すべき数字としては次の 3 案が考えられる。

第1案 無償援助 2億ドル 有償援助 2億ドル

第2案 同 2.5 億ドル 有償援助 2億ドル

第3案 同 3億ドル 有償援助 2億ドル

3. 今後の交渉においては、上記 3 案を、おおむね次のような順序で使用することとする。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

4. なお、上記方法による請求権問題の解決にあたっては、次の 2 点を明確にすることにする。

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-252の文書中には、通し番号1-220の文書を引用した部分があるところ、当該文書の不開示部分に相当する部分の記載の内容は、要旨下記のとおりである（乙A83 [-56-以下] 参照）。

記

2. 今後我が方より提示すべき数字としては、次の3案が考えられる。

第1案 無償援助 2億ドル 有償援助 2億ドル

第2案 同 2.5億ドル 有償援助 2億ドル

第3案 同 3億ドル 有償援助 2億ドル

3. 今後の交渉においては、上記3案を、おおむね次のような順序で使用することとする。

(1) 予備交渉において、韓国側が（現在の6億ドルから）4億ドルまで下がることを確認した場合は、わが方より第1案を提示する。

(2) 予備交渉において、韓国側が3.5億ドルまで下げるなどを確認した場合は、わが方より第2案を提示する。この第2案の提示をもって予備交渉は終了とするこの時期は、大平大臣訪米出発の9月15日までを目途とする。

(3) 大臣帰国（10月7日）後に、政治折衝を開き、第3案により最終的に妥結することとする。

4. なお、上記方法による請求権問題の解決にあたっては、次の2点を明確にすることにする。

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-220の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-252の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同一のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-220の文書の不開示部分に記録さ

れている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-252の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-220の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-220の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-220の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-221の文書（文書1767）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年9月24日付けで作成した「韓国の対日請求権8項目のうち第1項より第5項までに対する日本側査定の説明」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権のうち、地金銀及び朝鮮総督府等に関する請求権について日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記録されている。

○ このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ(-1-) 11行目から末行まで及び2ページから12ページまで(-1-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、韓国の主張する対日請求権8項目のうち、郵便貯金、振替貯金、郵便為替及び簡易生命保険等の通信局関係の請求権について日本政府部内で試算した具体的な金額及び試算方法が記録されている。

- ② 13ページ(-2-) 4行目から11行目までの8行分（以下「不開示部分②」という。）

○ これは、韓国の主張する対日請求権8項目のうち、旧韓国人株主に対する閉鎖機関及び在外会社の残余財産関係の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

- ③ 13ページ(-2-) 末行及び14ページから16ページまで(-2-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分), 17ページ(-3-) 2行目から9行目まで, 17ページ(-3-) 11行目から18ページ(-4-) 8行目まで, 18ページ(-4-) 10行目から15行目まで, 19ページから27ページまで(-4-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分) 及び28ページ(-5-) 1行目か

ら 6 行目まで、28 ページ (-5-) 8 行目から 11 行目まで、29 ページから 33 ページまで (-5- に「次ページ以下 5 ページ不開示」と記載された当該ページ部分) 及び 34 ページ (-6-) 1 行目から 11 行目まで (以下、これらを併せて「不開示部分③」という。)

これは、いずれも韓国の主張する対日請求権 8 項目のうちの有価証券、日本系通貨、韓国人被徴用者未収金、被徴用者補償金等の請求権について、日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記録されている。

(乙 A 352)

○ 第 2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-221 の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮

との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A352）により認められる不開示部分の前後の記載（例えば、「第1項（地金、地銀）」については「請求の根拠なしとして拒否」などと記載されている。）を総合すれば、通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省が日本側査定の説明として検討した韓国側の主張する対日請求権8項目のうち3項目（①郵便貯金、振替貯金、郵便為替及び簡易生命保険等の通信局関係の請求権、②旧韓国人株主に対する閉鎖機関及び在外会社の残余財産関係の請求権、③有価証券、日本系通貨、韓国人被徴用者未収金、被徴用者補償金等の請求権）についての具体的試算額及びその試算方法であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の請求に対する日本側の具体的試算額及びその試算方法等であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-221の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-222

第1 前提事実（各論）

通し番号1-222の文書（文書1769）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月9日付けで作成した「対韓無償供与金額の現価について」と題する内部文書であり、対韓経済協力において無償供与する金額についての年6%で複利計算を行った場合の原価計算の過程等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、無償供与の規模が2.5億ドル及び3億ドルである場合において日本政府が各供与する金額の原価が具体的に記録されている。

- ① 1ページ（-1-）13行目から2ページ（-2-）1行目まで（以下「不開示部分①」という。）
- ② 2ページ（-2-）3行目から7行目までの約5行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙A353）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-222の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A353)によれば、通し番号1-222の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

対韓無償供与金額が2.5億ドル又は3億ドルと決まった場合、この金額から日本の焦付債権4573万ドルを差し引いたものを、毎年2500万ドル又は3000万ドルずつ支払うと仮定し、年6分の複利計算によりこれの原価を算出すれば、次のとおりである。

(1) 無償供与2.5億ドルの場合(焦付債権を差し引けば実際の支払額は2億0427万ドルとなる。)

■■■不開示部分①■■■

(2) 無償供与3億ドルの場合(焦付債権を差し引けば実際の支払額は、
■■■不開示部分②■■■となる。)

■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-222の文書の不開示部分に記録されている情報は、対韓経済協力として2.5億ドル及び3億ドルの無償供与を行った場合の無償供与金額について、外務省がこれを年6%で複利計算をして算出した現価の具体的金額等であると推認す

ることができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-222の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、対韓経済協力の無償供与金額について一定の金額等を仮定して算出された理論的な金額にすぎないから、その後40年余りが経過し、その間に我が国の経済・財政状況が著しく変化したことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化等も併せ考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-222の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-222の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-222の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-223の文書（文書1770）は、外務省アジア局が作成した昭和37年10月24日付け「日韓会談における請求権問題の解決方針について」と題する内部文書であり、第六次日韓会談において、財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討していた複数の提案の概要及びその解説が記録されている。

○ このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 2ページ（-2-）3行目から末行まで、3ページ及び4ページ（-2-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは、日本政府が韓国側に提案する第一案に関する詳細な解説及び見解並びに第一案を提示する交渉上の利点が記録されている。

- ② 5ページ（-3-）8行目から15行目まで、6ページ（-3-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び7ページ（-4-）1行目から8行目まで

これは、日本政府が韓国側に提案する第二案に関する詳細な解説及び見解並びに第二案を提示する交渉上の利点が記録されている。

- ③ 8ページ（-4-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは、日本政府が韓国側に提案する第三案に関する解説及び見解並びに第三案を提示する交渉上の利点が記録されている。

（乙A354）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-223の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

○ 繼続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容とその利点及び問題点が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかつたものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A354）によれば、通し番号1-223の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

先般来日した金鍾泌韓国中央情報部長と池田総理及び大平大臣との会談の経緯に鑑み、今後の請求権問題の解決方針はおおむね次のとおりとのとするのが適当と認められる。

1. 第一案

(骨子)

- (1) 無償供与 2. 5 億 ドル
- (2) 焦付債権 4 5 7 3 万 ドルは、将来の棒引きを含みとしつつ、さしあたり懸案のまま残す。
- (3) 長期低利の借款 1 億 ドルを別の文書によりコミットする。条件は、海外経済協力基金ベース；すなわち金利平均 3. 5 分、期間平均 2 0 年とする。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

2. 第二案

(骨子)

- (1) 無償供与 3 億 ドル
- (2) 焦付債権 4 5 7 3 万 ドルは支払う。
- (3) 長期低利の借款（条件は第一案と同じ。）を少なくとも 1. 5 億 ドル供与とする旨口頭にてコミットする。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

3. 第三案

(骨子)

- (1) 無償供与 3 億 ドル
- (2) 焦付債権 4 5 7 3 万 ドルは支払う。
- (3) 長期低利の借款（条件は第一案と同じ。）を 1 ないし 1. 5 億 ドルを別の文書によりコミットする。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1 - 2 2 3 の文書の不開示部分に記録されている情報は、第六次日韓会談において、財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討してい

た3つの提案に関する解説及び見解並びに各案を提示する交渉上の利点であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-223の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権問題に関する具体的な解決方策の内容等に関するものであり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-223の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-223の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1－223の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－223の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-224

第1 前提事実（各論）

通し番号1-224の文書（文書1771）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月25日付けで作成した「対韓有償援助の供与について」と題する内部文書であり、韓国への長期低金利借款を拠出する機関の検討が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、韓国への長期低金利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金について、拠出可能な金額及び借款の利率が具体的に記録されている。

- ① 2ページ（-2-）7か所
- ② 3ページ（-3-）2か所

(乙A355)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-224の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、また、日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件等が明らかになれば、北朝鮮は、その貸付条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A355)によれば、通し番号1-224の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1 韓国に対し、1億ないし1億5000万ドルを長期低利の借款として与える場合、海外経済協力基金を利用するとなれば、現在同基金には約■■■円あるが、そのうち約■■■は、既に使用先が確定しており、一般会計より産投会計に振り込み、更に同基金に出資するという予算措置が必要となる。それに対して輸銀の方は、十分資金があり、■■■ないし■■■■■ドル支出する余裕はある。

輸銀による融資は通常市中銀行との協調融資であり、金利は■■程度となる(輸銀は■■、市中銀行は大体■■■■)がインドに対する借款のごとく輸銀のみによる借款も可能で、その場合は金利は■■まで下げられ、期間も■■年とすることは困難ではない。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-224の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、韓国への長期低金

利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金が
拠出可能な金額及び借款の利率であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-224の文書の不開示部分に記録さ
れている情報は、昭和37年当時の日本輸出入銀行及び海外経済協力基金
の具体的状況のほか、同年当時の市中金利等の金融情勢も加味して検討さ
れた個別具体的なものであるから、その後40年余りが経過し、その間に
我が国の経済・金融・財政状況が著しく変化したことなど、当該文書の作
成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化をも併せ考慮す
れば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が經
済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新
たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直
ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。
他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情
の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保
護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認め
るに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-224の文書の不開示部分に記録されてい
る情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が
国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推
認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、
仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに
当たると推認することができたとしても、当該情報の大部分が上記アのと
おり昭和37年当時の日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の資金力等の
具体的状況や同年当時の市中金利の利率等といった客観的事情であること
からすると、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該
当するとして不開示とした外務大臣の判断は、不合理であるといわざるを

得ないから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-224の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-224の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-225

第1 前提事実（各論）

通し番号1-225の文書（文書1773）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月22日付け「韓国に対する無償供与及び長期低金利借款の支払方法に関する一試案」と題する内部文書であり、日本政府が韓国に支払う無償資金供与の実質支払額及び名目上の支払額、長期低金利借款の支払方法について政府部内で検討した内容が記録されている。

○ このうち、不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ（-1-）9行目から17行目まで、1ページ（-1-）19行目から20行目まで、2ページ（-1-）に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

これは、日本政府が無償供与として韓国に支払う実質支払額及び名目上の支払額を具体的に試算した金額、具体的な実施方法案が記録されている。

- ② 3ページ（-2-）3行目から末行まで、4ページ及び5ページ（-2-）に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

○ これは、日本政府が長期低金利借款として韓国に供与する金額について、具体的に試算した金額及び毎年の元利返済額、具体的な実施方法案が記録されている。

(乙A356)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件等が明らかになれば、北朝鮮は、その貸付条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A356）によれば、通し番号1-225の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1 無償供与（供与額3億ドル、焦付債権4573万ドルは返済せしめると前提する。）

(1) 我が方の実質的支払額

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

(2) 焦付債権の返済を織り込んだ名目上の支 ■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■

2 長期低利借款（供与額を2億ドルと前提する。）

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報は、①外務省が試算した韓国に対して無償供与として支払う実質支払額及び名目上の支払額並びにその具体的な実施方法案、②外務省が試算した韓国に対して長期低金利借款として供与する具体的金額及び毎年の元利返済額並びその具体的な実施方法案であると推認することができる。

○ ウ そうであるとすれば、通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的試算額及びその実施方法案等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

○ 2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-225の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。